

このたび、6月11日から27日まで17日間の会期で、6月定例議会が開催されました。この議会では、一般会計補正予算など20の議案が審議されました。

この平成20年度は、新柳川市となって4年目であり、石田市制にとっても任期最後の年であります。合併自治体には、10年間という期限付きで、国から様々な優遇措置が与えられています。その優遇措置を無計画に最大限活用したため、財政危機に陥ったという事例も報告されています。合併が、夢のある未来が来るといった神話ではないということが現実のものとなってきました。現状と課題、10年目以降を見据えた計画的な行政運営、その前提となる行財政改革、そして将来に向けての基盤整備、そういったものを、その都度、検証していかなくてはなりません。

今回の議会で審議されたこと、また、地方自治体の置かれている現状と課題を含めご報告いたします。

柳川市議会議員
佐々木 創主



佐々木創主議会報告(20号)

平成20年第2回定例議会 会期：6月11日～27日

○平成20年度一般会計補正予算（第1号）が、全員賛成で可決しました

歳入歳出とも882万3千円追加され、予算総額が258億7682万3千円となりました。

- ・矢加部公民館建設補助金 181万2千円
- ・埋蔵文化財調査費 376万7千円（元福岡シティ銀行跡地マンション用地、福岡銀行駐車場コンビニ用地、財源は開発者の負担になります）
- ・弁護士委託料 41万3千円（ピアス跡地に係る住民訴訟が控訴されたことによるもの）
- ・社会福祉費 283万1千円（母子家庭医療費、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費の支給の改正による電算システムの改修費など。内容は2ページ参照）

○市の税条例が改正されました

これは、国の法律が改正されたことによるものです。ただ本来こういった、税制の改正は3月中になされるのが通例となっていますが、ガソリン税の暫定税率問題で国会議決が年度明けにずれこんだため、地方自治体では、3月議会での審議にまにあわず、執行部において専決処分されました。

◇寄付金控除制度

1、福岡県共同募金、赤い羽根共同募金への寄付金税制

これまでも上記2つへの寄付に対し、控除対象となっていましたが、今回の改正で、所得控除方式から税額控除方式へと変更となり、適用の対象も10万円以上から5千円以上へと引き下げられました。

2、ふるさと納税制度

大都市と地方には人口格差があり、住民税収入に大きな開きがあります。その解消策として、また、ふるさとを応援、貢献したいという観点から「ふるさと納税制度」施行されました。地方公共団体に寄付をした場合、5千円を超える部分について所得税、住民税が控除されることになります。

なお、この制度は自分が住んでいる自治体への寄付についても対象となります。

◇固定資産税

1、省エネ改修を行った住宅への軽減措置

今年の4月から平成22年3月31日までの間に、窓をはじめとして床・天井・壁の改修工事を行い、それらが省エネ基準に適合することになる場合、翌年度から固定資産税の3分の1が減額されます。（改修費用が30万円以上であることなど、条件があります。）

2、長期優良住宅（200年住宅）への特例措置

平成22年3月31日までに新築された住宅で、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の規定により、市の認定を受けて新築されるもので、床面積が50㎡以上280㎡以下である場合、新築から5年度分の固定資産税が2分の1減額されます。

○母子家庭医療費、乳幼児医療費、重度心身障害者医療費の助成制度が改正されました

これは、福岡県の制度改正によるもので、主な改正内容は下記の通りです。

乳幼児医療費：これまで乳幼児医療制度は3歳未満が対象でしたが、就学前まで拡大されます。

母子家庭医療費：この助成制度の対象は、これまで「母子家庭」などでしたが、新たに「父子家庭」も対象となります。

重度心身障害者医療費：これまでの対象は、身体障害者、知的障害者、重複障害者でしたが、新たに精神障害者も対象となります。

		対象		所得制限		自己負担	
		現行	改正後	現行	改正後	現行	改正後
乳幼児医療	3歳未満	入院	入院	なし	なし	なし	なし
	3歳～就学前	入院のみ	入院	なし	児童手当基準	初診・往診自己負担 平日・休日 時間帯での負担額	通院600円 (月1医療機関) 入院500円 (月上限7日)
母子家庭医療	母子家庭 養育者家庭 1人暮らし寡婦	母子家庭 父子家庭 養育者家庭 1人暮らし寡婦 (*H22年で廃止)	児童扶養手当基準	児童扶養手当基準	初診往診自己負担 平日・休日 時間帯での負担額	通院800円 (月1医療機関) 入院500円/1日 (月上限7日)	
重度心身障害者医療	身体障害者 (1級、2級) 知的障害者 重複障害者	身体障害者 (1級、2級) 知的障害者 重複障害者 精神障害者	なし	特別障害者手当基準	65歳未満 平日・休日 時間帯での負担額 65歳以上 無料	通院500円 (月1医療機関) *65歳以上無料 入院 一般500円/日 低所得者300円/日 (月上限20日)	

○柳川市公平委員に、石橋秀一さん（三橋町百町 67歳）が再任されました。

*公平委員会とは、市の職員の利益保護と公平な人事を確保するためにおかれるもので、給与・勤務時間その他の勤務条件に関する要求を審査・判定し、必要な措置をとったり、不利益な処分についての不服申し立てに対する裁定をしたりします。

○柳川市教育委員が選任されました。

横地景子さん（上宮永町 53歳 再任）、本園真弓さん（立石 53歳 新任）

*教育委員会とは、安定した教育の推進、中立性という観点から市町村長の権限から独立したものとして設置されたもので、子供の入学、教員採用をはじめ、学校の管理運営の指導、監督などを行うとともに、社会教育、文化などに関することを管轄します。

○柳川市固定資産評価審査委員が、選任されました。

大橋直孝さん（中山 71歳 再任）、大淵義正さん（西蒲池 64歳 再任）、
平田敏四郎さん（皿垣開 66歳 新任）

○新しい健康診断が始まります

前回の議会報告でもお知らせしましたが、昨今「メタボリック・シンドローム」という言葉に象徴されるように、心筋梗塞、脳梗塞、糖尿病といった運動不足や肥満・高血圧などによって引き起こされる病気の増加が、医療費の増大の要因となっており、医療費の抑制を主な目的として、特定検診と特定健康指導が行われることになりました。柳川市でも、7月1日から実施されることとなります。

対象は、40歳から74歳までの方々に、**診断結果をもとに、様々な情報提供**をはじめ、改善が必要と認められた人には、そのレベルに応じて、**面接による生活習慣改善の指導、個別に目標を設定して継続的な支援**などが行われます。

昨年までの**健康診断の受診率は、30%**にとどまっています。多くの方が受診することで、重大な病気を防ぐことにつながり、家庭と市民全体の健康度の増進につながるものです。同時に市全体の医療費も抑制され、**国民健康保険の保険料引き下げ**にもつながることとなります。検診料も、昨年の1500円から、1000円へと引き下げられています。多くの方の受診を宜しくお願いいたします。

参考までに、現在の柳川市の高齢化、病気、医療費などに関する統計をご紹介します。

まず、**高齢化率**は、県・全国平均に比較し**24%**と高くなっており、地方都市の特徴を示しています。

死因については、**ガン**に続き、**生活習慣病**からくる**脳梗塞、心筋梗塞**などが高い比率となっています。

介護保険の認定率は、**17.1%**で、全国平均に比べても1ポイント低くなっていますが、福岡県の認定率が高く、介護保険料の問題が浮き彫りとなっています。

国民健康保険の、**一人当たり医療費**は、**県・全国平均を上回っており**、今回の**特定検診の普及と効果**に期待したいところです。

平成17年度		柳川市		福岡県		全国	
人口		74,539人		5,063,402人		126,210,000人	
65歳以上人口		17,985人		992,578人		25,510,000人	
高齢化率		24.1%		19.6%		20.2%	
死亡者数		800人		42,899人		1,084,012人	
死因別死亡数	順位	原因	割合	原因	割合	原因	割合
	1位	がん 240人	30.0%	がん 13,710人	31.9%	がん 32.6万人	30.3%
	2位	脳梗塞など 107人	13.4%	心筋梗塞など 5,543人	12.9%	心筋梗塞など 17.3万人	12.6%
	3位	心筋梗塞など 98人	12.3%	脳梗塞など 4,543人	10.6%	脳梗塞など 13.2万人	12.2%
	4位	肺炎 84人	10.5%	肺炎 4,407人	10.3%	肺炎 10.7万人	9.9%
	5位	不慮の事故 36人	4.5%	不慮の事故 1,782人	4.2%	不慮の事故 3.9万人	3.6%
介護保険認定率		17.1%		19.8%		18.1%	
国民健康保険 の状況	被保険者数	37,089人		1,797,152人		47,601,025人	
	加入率	49.8%		35.8%		37.5%	
	一人当たり医療費	460,362円		452,637円		370,808円	

○地震対策

5月に起こった中国の大地震、6月14日の岩手・宮城内陸地震は、私たちに大きな衝撃を与えたわけですが、公共施設の耐震が注目されています。特に子供達が1日の大半を過ごす、小中学校の耐震化がクローズアップされていますが、全国平均が**58.6%**であるのに対し、福岡県が**47%**と低い水準であることが明らかとなりました。

柳川市においても、大型地震を想定した耐震基準が定められた**昭和45年以前に立てられたものが小学校19校中4校、中学校6校中1校**ありますし、耐震診断が行われておらず耐震工事の必要性が予想

されるものも、かなりの数にのぼり、**耐震化率は、40%**にとどまっています。

しかしながら、この小中学校の改修には多額の事業費が必要となります。将来を担う子供達の安全で安心できる教育環境整備が不可欠であることも確かですが、財政状況を踏まえた計画的な整備が求められます。場合によっては、学校の統廃合も視野に入れなければならないかもしれません。

事業名	内容	これまでの実例
校舎の改築、改修が必要なもの	昭和45年以前建設の校舎 城内小、二ツ河小、垂見小、中山小、大和中	藤吉小学校：6億8千万円
校舎の耐震診断が必要、耐震工事が予想されるもの	城内小、昭代一小、昭代二小、蒲池小 中島小、大和小、豊原小 矢ヶ部小、二ツ河小、垂見小、中山小 昭代中、蒲池中、大和中、三橋中	耐震診断・工事 柳河小学校：6055万円

○地方財政を取り巻く課題

△土地開発公社

土地開発公社は、行政が、道路や公園整備、公共施設建設、市街地開発などを将来行うための土地を計画的に取得することを目的として、行政の出資によって設立されているものです。

参考までに柳川市の土地開発公社の保有する土地は、以下の通りです。

	所在地	面積	資産額
生涯学習施設用地	新外町	1,349 m ²	52,506,545 円
両開地区駐車場整備用地 (元三井鉱山所有地)	橋本町	42,459 m ²	13,259,720 円
駐車場および広場整備用地 (旧柳川ホテル跡地)	弥四郎町	2,268 m ²	122,299,965 円
県道本町新田大川線代替用地	筑紫町	645 m ²	31,449,099 円
公共事業用地代替用地 (市立図書館臨時駐車場)	袋町	706 m ²	32,290,996 円

土地開発公社に関し、俗に言う塩漬け土地の問題など、そのあり方が問われています。

柳川市の場合、上記の土地の活用について、具体化はしていません。また、**借入金残高は、2億4214万円**となっています。

特に、**市の財政状況を判断する場合**、その対象は一般会計や特別会計などであり、**市と別法人である土地開発公社や第3セクターは除外**されています。これが、**地方自治体の財政状況判断の誤りへとつながることが指摘されるよう**になりました。

△夕張の財政破綻からの教訓

自治体の財政状況を見る場合、一般的には一般会計や特別会計を対象に議論され、判断されてきました。その対象とならない土地開発公社をはじめ市立病院、第3セクターなどの公営企業を複数保有している自治体も少なくありません。

あの**財政破綻をした夕張市**は、国を支えてきた**石炭産業の衰退**により、その人口はピークであった昭和30年代の**11万人から1万人台**まで落ち込み、国からの産炭地対策事業に支えられながら、夕張メロンなどの新たな産業育成が図られてきました。そして、国の推し進めたリゾート開発の後押しを受けて、閉鎖した炭鉱を利用した**テーマパーク「石炭歴史村」**を、炭鉱から観光への政策転換の中核として整備し、そのために**市の財政規模をはるかに超えた投資**をしてしまったところに**大きな原因**があると言われています。その**運営主体**は、市が関与しているものの、別法人である**第3セクター**であるため、**市の財政状況の議論の対象外であったことも一因**とされています。

特に、財政状況が悪化の一途をたどっていても、**表ざたになれば、市長の政治的立場に大きく影響**することも決断が遅れた要因で、一時借入金で粉飾する悪質な行為も非難されなければなりません。

ん。また、監視役である議会の責任が免れられるものではないでしょう。ただ、当初、この事業は、石炭の街から脱却する切り札として、議会や市民の間でも、懐疑の目をもって見る雰囲気ではなかったということも背景にはあります。

しかし、国の場当たりの政策とそれに乗ってしまった自治体、それを見捨ててしまうような国の政策転換と、自治体自身の能力不足。さまざまな要因が重なった結果と言えそうです。

夕張以前に破綻した例として、福岡県の赤池町がありますが、ここも以前は石炭に沸いた町です。ここも石炭産業の斜陽化とともに人口減少し、街の活気が失われ、財政事情も悪化する中、その打開策として多額の事業費を投入して工業団地を造成したことが引き金になったと言われています。その工業団地は、市の外郭団体である土地開発公社が事業を行い、町の財政状況の議論の枠からはずれていたことで正常な判断を遅れさせてしまったことが要因となっています。

そこで、国は、夕張市の財政破綻を受け、自治体の適正な財政状況把握と地方の財政健全化のための新たな法律を平成19年4月から施行しております。

これまで自治体の財政状況の議論は、一般会計や健康保険といった特別会計のみを対象としていましたが、土地開発公社や第市立病院・第3セクターなどの公営企業も含めたところで新たな基準を定め、その指標をもとに財政状況を把握し、深刻な財政状況になる前に財政健全化を図る方策が盛り込まれています。具体的には、新たな指標について国が定める一定基準を超えた場合、財政健全化計画の策定が義務付けられます。それでも、更に状況が悪化し国の基準を超えた場合、国の管理下で財政再建が図られることとなります。いわゆる夕張市のようなことになるということです。

したがって、この制度は平成19年度の決算から適用されることとなります。柳川市でも、9月議会において、その内容が市議会と市民に報告されることとなりますが、平成18年度決算をもとに新たな指標に対する数値を出しておりますが、基準内であるようです。

△平成大合併第1号の兵庫県篠山市に見る、国の与えたアメの功罪

篠山といえば、丹波の黒豆、でかんしょ節などが有名ですが、篠山市は、平成11年に4つの町が合併してできた人口4万7千人の市で、それまでその数3,200あった自治体が1,800となった、国が推し進めた平成の大合併の第1号であります。

ここも私たちの1市2町の合併同様、4つの町の合併は、何度も持ち上がっては頓挫してきた経緯があり、悲願の合併だったようです。

そして、合併は市の一躍発展のチャンスと捉えられていたようで、それまで積み残されたものも含め様々な大型事業が一気に行われています。平成11年から18年までの間に、清掃センター建設(76億円)、中学校移転(40億円)、運動公園整備(15億円)、葬祭場建設(20億円)、中央図書館建設(19億円)、チルドレンミュージアム建設(18億円)などなど、合計316億円の事業を行っています。

合併前の4町分を合わせた財政規模が240億円であったのに対し、合併初年度の平成11年は300億円と大幅に膨らんでいます。合併を機に、国から与えられる合併特例債というアメを限度一杯活用し、合併特例債185億円が投入されています。後年度にその7割が地方交付税に参入されるといっても、市の独自の負担も100億円であります。市の税込50億円の2倍の額です。まさに、大盤振る舞いと言わざるを得ません。

さらに、短期間に多額の市債を発行したということは、その分の返済がすぐさま押し寄せてくるということになります。

ましてや、人件費・物件費、市民の皆さんに痛みを伴う補助金の抑制といった行政改革は思うように進まなかったようです。また、隣の三田市が鉄道の複線電化によって開発され、人口が10年間で3万人から11万人に増えたことをもとに、人口予測を人口増としていたものが、予想に反し、人口減となってしまったことも大きく影響しているようです。

合併すればすべてがよくなる、合併特例債などを目一杯活用し様々な投資事業を行い、必要の無い箱物まで作って、バラ色の未来が来るということを信じて市制運営を行うとどうということになるのか、篠山市がまさに示しています。

篠山市では、平成 19 年になって、市職員の給与 15%カットなど厳しい内容の財政再生計画をつくらざるを得なくなったのです。国の言うことを鵜呑みにせず、もう少し早く危機的状況に気づき、歯止めと行政改革に着手していれば、こうはならなかったかもしれません。

私たちの柳川市は、運よくと言うか平成 17 年の合併です。そういったことを踏まえ、**合併特例債活用予定額は、313 億円まで活用が可能ですが、137 億円と低く抑えています。**

また、国も、こういう事態を受け、地方自治体に行政改革の実行を要請するようになりました。柳川市では、**人件費・物件費の抑制、経費節減など集中改革プランを策定し、実行に移されています。**しかしながら、現状では、合併の優遇策である地方交付税の優遇算定は、平成 26 年度で終わり、それ以降は 10 億円以上の減額が確実であり、人口減少による市税収入の減少も見込まなくてはなりません。さらなる、**行政改革が求められることになると**思います。

しかし、市民サービスを落とすわけにはいきません。また、次の時代に向けた投資ができるのは、この 10 年間しかないということになります。将来の財政の先行きを見越しながら、137 億円の合併特例債の計画的な、実のある活用が求められます。それには、慎重さの中にも、柔軟な発想と、責任ある政治的決断力も必要であると思います。

◇合併特例債活用状況

単位千円

事業名	平成 20 年度		平成 17～19	市債額合計
	事業費	市債額	市債額	
消防施設整備事業	18,500	17,500	329,100	346,600
道路整備事業	690,400	489,500	1,198,500	1,688,000
都市計画街路事業負担金	43,650	41,400	567,100	608,500
市内用排水路整備事業	115,000	109,200	502,400	611,600
駅東部区画整理事業	782,665	295,800	1,070,000	1,365,800
緊急時水道連絡管事業出資金	11,000	25,000	107,200	132,200
小中学校改修、耐震補強工事	53,000	14,000	615,000	629,000
その他	0	0	636,700	636,700
合計	1,714,215	992,400	5,026,000	6,018,400
合併特例債活用見込総額				13,700,000
合併特例債活用可能残高				7,681,600
まちづくり振興基金	0	0	2,345,500	

さきほどの、篠山市ではありませんが、現在柳川市で行われている合併と前後して始まった大型事業は、柳川駅東部区画整理事業 96 億円（平成 24 年度終了予定）、漁業団地整備事業 50 億円（一部完成）、中島密集住宅市街地整備事業 25 億円（平成 23 年度終了予定）などがあります。

また、今後予想される事業として、先ほどご紹介した小中学校の改築・耐震工事、老朽化した市営住宅の建替え、耐用年数にきているゴミ焼却場建設、大和町と三橋町の校区公民館建設などなど、多額の事業費が必要なものが目白押しとなっています。こういったものを、合併特例債、国県の補助金などを活用しながら、合併後 10 年間という与えられた期限、将来の財政予測などを考慮しながら行っていかなくてはなりません。本当に大変なのは、これからであります。行政と議会の力量が問われることとなります。同時に、様々な情報を市民の皆さんとともに共有し、議論し、共通の価値観を持ちながら、まさに三位一体で新柳川市を作っていくかなくてはなりません。その鍵は、合併してからの 10 年間にかかっているととっても過言ではありません。

○市の職員の書類送検問題

3 月議会中に、市の職員が公印の無断使用で書類送検されたことがマスコミで報道され、議会でも早速取り上げられたことは、前回の議会報告でお知らせしました。

あらためて内容を説明しますと、合併前の平成 16 年に旧柳川市が土地開発公社に依頼し、旧柳川ホテル跡地を購入した際、その必要書類の不備を県から指摘されたため、その書類を作成するため、

一職員が、無断で市長の公印を使用したというものでした。平成 18 年に、警察から関係書類の提出を求められ、平成 19 年 6 月に、柳川警察から被害届の提出が要請されたため、被害届を提出した。そして、その担当職員の書類送検という事態になったということでした。

そこで、議会では、職員の公印無断使用は許されないものではあるが、それは悪意のあるものではなく、すでに市長から公式に土地購入の指図があっており、単なる書類の不備を補完するために行った行為が、書類送検ということは遺憾である。市長が被害届を取り下げ、寛大な処置を求めるべきと要請しました。市長も、取り下げが可能なのかも含め検討したいとしていました。

今回、市長から、その経過が報告されましたが、「被害届は取り下げない」ということであります。

それは、警察に事実関係を聞きに出向いたところ、捜査に関することは答えられないということであったこと。加害者、被害者が特定されておらず取り下げにそぐわないこと。被害届の取り下げをしても書類送検が解消される可能性が低いなどの理由で、市の信用問題にもなるため、取り下げはしないということでした。

また、捜査の対象は、公印の無断使用に限らず、土地の購入に関し、「土地の鑑定をしていないこと」、「土地の購入価格 1 億 2 千万円が高すぎるのではないか」、「土地に基礎杭が残されたままの不良地であること」など、土地購入そのものに疑惑があり、さらなる問題に発展する可能性があるから、被害の取り下げはせず、警察の捜査と、検察の審査を見守りたいということでした。

また、この職員の寛大な処置の要請はしていないということでした。

こんなことでどうする

私は、この説明を聞くまでは、今回の件は、単なる公印の無断使用という軽微なことのみに対象と思っていました。また、公印使用に関しては、関係部署で協議のうえ行われたことのようにです。

ところが、そんなことではなく、旧柳川ホテル跡地の購入自体に、疑義があり、更なる問題に発展する可能性のある捜査で、そのことを含めた被害届けであるとは、驚いてしまいました。

問題は、旧柳川市時代の土地開発公社が、土地を、鑑定評価もせず、適正な価格であるかも確認せず、異物が残存している土地を購入したことのようです。これは、どこかで聞いたような話であります。そうです。ピアス問題とそっくりの話ではないですか。その疑義を突きつけられている市長が、同じ疑義をはらむ被害届を出しているとは、どういうことでしょうか。

1 市 2 町が合併し、新柳川市となって以降、石田市長が町長をつとめた旧大和町時代のピアス問題、全日本同和会補助金問題などで、市政の混乱が続いています。それが、今回、石田市長と選挙で戦った河野氏が市長だった旧柳川市の問題が新たに浮上しました。

これが、何を示すものなのか。前回の議会報告で推測した通りなのかもしれません。何度も言いますが、攻撃に対する報復、応酬の構図が何を生み出すのでしょうか。

夕張や篠山市を引き合いに出したように、地方自治体が置かれている状況は、生易しいものではありません。このまま市政が停滞して、夕張や篠山市の二の舞になるわけにはいきません。問題は、明日の柳川を作るために、今、何をしなくてはならないかです。

平成 20 年 6 月 27 日

柳川市議会議員

佐々木創主

柳川市新外町 119-2

TEL:0944-74-1907 FAX:0944-75-6058

e-mail:soshu.s@nifty.com

<http://homepage3.nifty.com/soshu/>